

【介護保険】要支援の方

利用料の計算方法	利用料の額は、各サービスの報酬単位に地域ごとに設定された地域単価及び利用料負担割合を乗じて得られた額です。 利用料（自己負担額）＝報酬単位×地域単価×利用料負担割合			
周南市地域区分	7 級地（1 単位 10.21 円）			
利用料負担割合	介護負担割合証に基づく負担割合			
予防訪問看護費	介護予防訪問看護による訪問	30 分未満	30 分～ 1 時間	1 時間～ 1 時間 30 分
		451 単位／回	794 単位／回	1,090 単位／回
加算	サービス提供体制強化加算	厚生労働大臣が定める基準に適合している訪問看護ステーションが介護予防訪問看護を行う場合 （Ⅰ）6 単位／回 （Ⅱ）3 単位／回		
	看護体制強化加算	厚生労働大臣が定める基準（緊急時加算、特別管理加算）に適合している訪問看護ステーションが訪問看護を行う場合 100 単位／月		
	予防緊急時訪問看護加算（Ⅰ）	電話等への常時対応、緊急訪問できる体制にあり、利用者の同意を得た場合。 看護業務負担軽減のための取り組みを行った場合。 600 単位／月		
	予防退院時共同指導加算	退院時カンファレンスを実施した場合 初回訪問時 600 単位		
	予防初回加算	① 退院時カンファレンスを実施しない場合 ② 要介護から要支援又は要支援から要介護への変更時 初回加算Ⅰ（退院当日訪問） 350 単位／初回時 初回加算Ⅱ（Ⅰ以外） 300 単位／初回時		
	予防長時間訪問看護加算	特別管理加算対象の利用者に対し、1 時間 30 分以上の訪問看護を行った場合 300 単位／回		
	予防複数名訪問看護加算（Ⅰ）	1 人で看護を行うのが困難なときに看護師 2 人以上で看護を行った場合 ① 利用者の身体的理由 ② 暴力行為、迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合 30 分未満 254 単位／回 30 分以上 402 単位／回		
	予防早朝・夜間・深夜加算	① 夜間帯の計画的な訪問を行った場合 ② 1 月以内の夜間帯の緊急訪問を行った場合の 2 回目以降 早朝（6 時～8 時） ・夜間（18 時～22 時） 25／100 を加算 ・深夜（22 時～6 時） 50／100 を加算		

	<p>予防特別管理加算 (Ⅰ)</p>	<p>① 悪性腫瘍指導管理又は気管切開患者指導管理を受けている状態 ② 気管カニューレ又は留置カテーテルを使用している状態 500 単位／月</p>
	<p>予防特別管理加算 (Ⅱ)</p>	<p>① 腹膜灌流、血液透析、酸素療法、中心静脈栄養法、成分栄養経管栄養法（鼻腔）、自己導尿、持続陽圧呼吸療法、自己疼痛管理又は肺高血圧症患者指導管理を受けている状態 ② 人工肛門又は人工膀胱を設置している状態 ③ 真皮を越える褥創の状態 ④ 点滴注射を週 3 日以上行う必要があると認められる状態 250 単位／月</p>
<p>実費*死後処置料 10,000 円＋消費税及び地方消費税 * その他衛生材料・器機貸出料 別紙に記載する額</p>		